

国土交通省の政策評価

(令和8年度予算概算要求等関係)

令和7年8月

国 土 交 通 省

令和８年度予算概算要求等に係る評価について

1. 個別公共事業評価

令和８年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別で予算措置を公表する事業等について評価を実施。

新規事業採択時評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件
再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件

2. 個別研究開発課題評価

令和８年度の予算概算要求に係る個別研究開発課題について評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件

3. 租税特別措置等に係る政策評価

令和８年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12件
事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件

1 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取した。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないこととしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）及び令和7年度国土交通省事後評価実施計画（令和7年4月25日変更）に基づき、令和8年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業等について、表1のとおり新規事業採択時評価5件、表2のとおり再評価9件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

事業評価カルテ検索

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

(<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

表1

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	旭川ダム再生事業(岡山県)

○官庁営繕事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
2	洲本地方合同庁舎(兵庫県)
3	周南地方合同庁舎(山口県)

○船舶建造事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
4	3,500トン型巡視船(PL型)2隻建造(一)
5	ヘリコプター1機搭載型巡視船(PLH型)1隻建造(一)

表2

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	鳴瀬川総合開発事業(宮城県)
2	霞ヶ浦導水事業(茨城県)
3	大町ダム等再編事業(長野県)
4	天竜川ダム再編事業(静岡県)
5	九頭竜川上流ダム再生事業(福井県)
6	山鳥坂ダム建設事業(愛媛県)
7	小見野々ダム再生事業(徳島県)
8	川辺川ダム建設事業(熊本県)
9	筑後川水系ダム群連携事業(福岡県)

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。

また評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(令和6年3月策定)に基づき、令和8年度予算概算要求に係る事前評価を表3のとおり9件実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

表 3

1	都市機能継続のための戦略的水害対策技術の開発
2	大地震時における建築物の既製コンクリート杭の損傷低減に資する設計法に関する研究
3	既存住宅の外壁調査棟への省人化技術の適合性評価に関する研究
4	戸建住宅の耐震性向上に資する改修方策に関する研究
5	都市構造の集約化に資する建物用途規制の柔軟化に向けた評価技術に関する研究
6	林野火災リスクに対応した市街地火災対策技術の研究
7	生産年齢人口減少下における建設機械の高度利用及びオペレータの高度化・多様化に関する研究
8	地震直後の空港舗装における迅速な点検方法に関する研究～能登半島地震での教訓を踏まえて～
9	衛星データを用いた災害時の迅速な地形変化等把握に関する研究

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）及び令和7年度国土交通省事後評価実施計画（令和7年4月25日変更）に基づき、令和8年度税制改正要望にあたって、表4のとおり12件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、7件（国土交通省主管分）の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

表 4

○事前評価（国土交通省主管分）

1	老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等	住宅局
2	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等	物流・自動車局
3	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	不動産・建設経済局
4	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長	不動産・建設経済局
5	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	都市局
6	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	都市局
7	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	都市局
8	自動車重量税に係るエコカー減税の延長	物流・自動車局
9	船舶に係る特別償却制度の延長	海事局
10	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	海事局
11	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	港湾局
12	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	航空局

○事後評価（国土交通省主管分）

1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	不動産・建設経済局
2	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	不動産・建設経済局
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合）	都市局
4	収用換地等の場合の所得の特別控除（公有水面の埋立てに係る場合）	水管理・国土保全局、港湾局、鉄道局
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（公有水面の埋立てに係る場合）	水管理・国土保全局、港湾局

6	転廃業助成金等に係る課税の特例（本州四国連絡橋に係るもの）	道路局、鉄道局
7	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	海事局